

付録 1 森林法施行規則第 34 条の森林経営計画書の様式

(表紙)

森林経営計画書
(林班計画・区域計画・属人計画)
(単独・共同)

1 計画期間

(自 年 月 日)
(至 年 月 日)

2 計画対象森林の所在等

(単位：ha)

計画対象森林の所在等		計画対象森林面積	
所 在	面 積		うち人工林
計			

他の森林経営計画の対象森林との重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林面積
計		

(記載注意事項)

- 表題の次の括弧については、林班計画、区域計画又は属人計画の計画の種類別の、及び単独又は共同による認定請求者の別（林班計画及び区域計画に限る。）について、該当するものに○をつける。
- 変更の場合にあつては、表題の次に（変更）と、当該森林経営の計画期間の下に（変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日、○年○月○日）と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあつては黒書きとし、変更後の計画にあつては赤書きとする。
- 災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合にあつては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。
- 「計画対象森林の所在等」の「所在」には、林班計画においては計画対象森林を含む市町村名及び林班番号、区域計画においては計画対象森林を含む市町村名及び一体整備相当区域名、属人計画においては計画対象森林を含む市町村名を記載する。
「計画対象森林の所在等」の「面積」には、林班計画に限って小流域（林班又は隣接する複数林班）の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第 3 条第 1 号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。
「計画対象森林面積」には、計画対象森林の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第 3 条第 1 号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。また、計画対象森林の面積の内数として人工林の合計面積を記載する。
- 「他の森林経営計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林に含まれている場合に、当該森林経営計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。なお、当該欄の記載は、他の計画事項に係る変更認定請求をする際にあわせて変更することとして差し支えない。

(本文)

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

(記載注意事項)

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。

なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

① 保護地域の内外別（必須）、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組

（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載）

※ 保護地域内の森林がない場合にあつては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。

② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組（任意）

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護

(記載注意事項)

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など 40 年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

なお、生物多様性を高めるための活動及びそのモニタリングについて任意に記載するときは、別紙様式「森林の生物多様性を高めるための取組」を用いるものとする。

(2) 公益的機能別施業森林区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

区域	期 間	伐採 立木 材積 (m ³)	造林 面積 (ha)	うち	備考
				植栽 (ha)	
公益的 機能別 施業 森林 以外 の 森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合 計				
公益的 機能別 施業 森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合 計				

(記載注意事項)

1. 伐採立木材積及び造林面積について、5 年（分期）ごとに区分し、40 年間について記載する。
2. 材積は、主伐に係るものにつき立方メートルを単位とし、小数第 1 位以下を四捨五入する。
3. 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 2 位にとどめ、第 3 位以下を四捨五入する。

(3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針（任意）

適切な施業及び保護を推進するために、効率的な作業システムの導入、路網整備の推進、森林経営計画への参加の働きかけ、林業事業者等への長期の受委託及びその推進に向けた合意形成など、森林の経営の規模拡大及び必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する方針を記載する。

森林経営計画の継続性の有無	有 ・ 無
---------------	-------

1. 森林経営計画の始期が、旧計画の終期から継続している場合には「有」に、旧計画の終期から継続しておらず、又は旧計画がない場合には「無」に○をつける。その他、森林経営計画の作成上、特に考慮した事項を記載する。
2. そのほか、森林経営計画の作成上特に考慮した事項その他参考とすべき事項を記載する。

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

1. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業及び保護を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的記号を用いる。）。

2. 「計画的伐採対象森林の内外の別」については、計画対象森林のうち規則第 36 条第 1 号イからニまでに定める除外森林以外の森林について（内）と記載する。
3. 「森林の区分等」の「公益的機能別施業森林等の区分」には、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（水）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（土）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（快）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（保）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林にあつては（木）、その他の公益的機能別施業森林にあつては（他）と記載する。
4. 「森林の区分等」の「施業方法等」には、市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域のうち、伐期の延長を推進すべき森林にあつては（延）、複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林を除く。）にあつては（複）、択伐による複層林施業を推進すべき森林にあつては（択複）、長伐期施業を推進すべき森林にあつては（長）と記載し、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては（育）と記載する。
5. 「森林の区分等」の「鳥獣害防止森林区域の区分」には、対象鳥獣がニホンジカの場合は（鹿）、その他の鳥獣の場合は（他）と記載する。
6. 「森林の現況」（「面積」及び「人工林天然林の別」を除く。）、「伐採計画」及び「造林計画」には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては上層木、下層木等の層ごとに区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては特定広葉樹の樹種と一般樹種（規則第 39 条第 2 項第 7 号に規定する一般樹種をいう。）とに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。
7. 「面積」の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第 2 位にとどめ、第 3 位以下を四捨五入する。
8. 「材積」の記載は、立方メートルを単位とし、小数第 1 位以下を四捨五入する。
9. 「本数」の記載は、ヘクタール当たりの本数を記載する。
10. 「樹種」又は「林相」には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては（針）と、広葉樹林にあつては（広）と、混交林にあつては（混）と、竹林にあつては（竹）と、未立木地にあつては（未）と、伐採跡地にあつては（跡）と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては、（湿困）、（風困）等と記載する。
11. 「樹高」は、規則第 36 条第 1 号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。
12. 「林齢」は、更新年度を第 1 年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
13. 「施業履歴」の「間伐」には、森林経営計画の始期前 10 年以内に実施された間伐について、その実施の時期及び面積を記載する。「施業履歴」の「主伐」には、森林経営計画の始期前 5 年以内に実施された主伐について、その実施の時期及び面積を記載する。
14. 「森林の現況」の「摘要」には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林、森林経営管理法第 42 条第 1 項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられている森林（以下「災害等防止措置命令対象森林」という。）、防風林等農地又は林地の保護のための森林その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
15. 主伐及び造林の時期は、1 年間を超えない期間とする。この際、計画対象森林の森林所有者が租税特別措置法第 30 条の 2 の適用を受けようとする個人である場合にあっては暦年ごとに区分する。
16. 「計画的間伐対象森林の内外の別」には、規則第 36 条第 1 号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり 0.3 ヘクタール以下のものを除く。）であつて計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の森林について計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去 5 年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去 10 年以上間伐の履歴のない森林を参考に、（内）と記載する。
17. 「伐採方法」の「皆伐択伐等の別」には、間伐にあつては単木、列状等選木方法を記載する。また、「伐採方法」の「その他」には、択伐率、間伐率等を記載する。
18. 「造林方法」には、人工造林、ぼう芽更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は

19. 「造林計画」の「摘要」には、伐採後に更新が確保されていなかった場合の植栽樹種及び規則で定める植栽本数を植栽する旨、記載する。
20. 「保育計画」には、下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類を記載する。なお、保育計画については、当該欄における箇所別の記載のほか、下段の「摘要」に保育の種類別の計画面積の総量を記載しても差し支えない。
21. 「保護計画」には、森林の保護のための伐採について、その時期と面積を記載する。
22. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について、当該追加に係る森林経営計画の変更の認定請求をする年月日を記載する（当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。）。
23. 「備考」には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められている実施すべき伐採及び造林の時期を、森林経営管理法第 42 条第 1 項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられている場合には同項の規定による命令に定められている実施すべき伐採又は保育等の時期を記載する。

また、災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だって行う計画変更にあつてはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合には、その旨を記載する。さらに、主伐を計画する森林がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は択伐による複層林施業を推進すべき森林とされている森林について人工植栽をしようとする場合には、規則で定める植栽本数を植栽する旨を記載する。

他の森林経営計画に含まれる計画対象森林がある場合は（重複）と記載する。なお、他の森林経営計画が複数ある場合は、認定番号を付記するなどして重複する森林経営計画が判別できるように記載する。

令第 3 条第 1 号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する森林は、（一体整備相当森林外）と記載する（同告示第 3 号の規定に該当するものを除く。）。
24. 2 以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
25. 下段の「摘要」には、必要に応じて保育計画を記載するほか計画に関して特記すべき事項を記載する。

要整備森林又は災害防止措置命令対象森林として指定されているも森林の保育その他の	所 在 場 所					施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	備 考
	都道府県	市町村(郡)	字(大字)	地番	森林所有者名					
災害防止措置命令対象森林の別 要整備森林又は										
合 計										

– 22 –

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び災害等防止措置命令対象森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）。
3. 「施業の区分」には、間伐、保育又はその他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の時期を記載する。

3 森林の保護に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

(記載注意事項)

鳥獣害防止森林区域内の森林であつて人工植栽が計画されているものについて、鳥獣害防止対策として植栽木の保護措置又は対象鳥獣の捕獲を行う旨及びその具体的な手法（例えば、防護柵や幼齢木保護具の設置、わなや銃器による捕獲等）を記載する。

また、鳥獣害防止森林区域内の森林のうち人工植栽が計画されていないものについては、必要に応じて、対象鳥獣による被害の防止対策を行う旨及びその具体的な手法（例えば、剥皮防止帯の設置、わなや銃器による捕獲等）を記載する。

なお、対象鳥獣の捕獲を行う場合において、捕獲を行う予定の者が森林経営計画の作成者から委託を受けて行う者など計画作成者と異なる場合にあつては、その捕獲を行う者についても記載する。

(2) 森林の保護

(記載注意事項)

火災、病虫害害（鳥獣害防止区域内における対象鳥獣による被害を除く。）、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載する。

(3) 火入れを実施する森林に関する事項

所在 場所	都道府県	
	市町村（郡）	
	字（大字）	
	地番	
	森林所有者名	
火入れの時期		年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火入れの目的		1. 地ごしらえ 2. 害虫駆除
火入れ方法		
防火 体制	火入れ従事者	人
	防火帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器 具	
火入れ責任者		

(記載注意事項)

実施箇所ごとに記載する。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

(記載注意事項)

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する。

なお、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあっては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載する。

また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。

一方、属人計画を作成する場合にあっては、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を含む林班計画を作成する旨を記載する。

(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能材積 (m ³)	計画期間内の伐採立木材積 (m ³)	うち超過伐採材積 (m ³)	計画的間伐対象森林の面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち標準伐期以上の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、災害等防止措置命令対象森林及び要整備森林を除く。)の面積 (ha)	うち標準伐期未満の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、災害等防止措置命令対象森林及び要整備森林を除く。)の面積 (ha)	うち災害等防止措置命令対象森林及び要整備森林(単層林状態にある複層林施業森林を除く。)の面積 (ha)	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内の間伐面積 (ha)	うち計画的間伐対象森林の面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち災害等防止措置命令対象森林(単層林の状態にある複層林施業森林を除く。)の面積 (ha)	うち左記以外の森林の面積 (ha)	備考
計																

(記載注意事項)

1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
6. 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの(一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。)であって計画期間内に主

伐が予定されておらず、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去 5 年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去 10 年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。

7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第 2 の算式により算出される面積を記載する。

8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は属人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載（計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。）は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は属人計画の計画期間を記載する。

また、区域計画において、認定請求者に属人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載（計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。）は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には属人計画の計画期間を記載する。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類（造林、保育、伐採（間伐を含む）等）

（記載注意事項）

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める旨を記載する。

イ 共同で実施する保護の種類

（記載注意事項）

鳥獣害防止森林区域内の森林で行う鳥獣害防止対策のほか、火災、病虫獣害（鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣による被害を除く。）、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める旨を記載する。

ウ その他

（記載注意事項）

労務の相互提供の方法、林業事業者等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入方法、高性能林業機械の共同利用等を記載する。

(3) その他の共同化に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

（記載注意事項）

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

森林作業道については、起点、終点、路線名及び延長（概数）を記載する。

イ 森林作業道等の維持管理

（記載注意事項）

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。

森林作業道については、番号を付した上で起点、終点、路線名及び延長を記載するとともに、添付書類である規則第 37 条第 1 項第 1 号ロに掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する。

5 経営の規模拡大の目標等

(1) 経営の規模拡大の目標

(記載注意事項)

地形、資源の賦存状況、高性能林業機械の配置状況等を踏まえ、森林経営の委託等により森林経営の規模拡大を行う者の氏名又は名称及び住所及びその目標を記載する。

(2) 作業路網及び作業システム等

(記載注意事項)

市町村森林整備計画（基幹路網）に係る路網整備水準や既設の森林作業道の設置状況、地形、林況等を踏まえ、計画期間内に作業路網の設置を予定する森林について、作業システムごとに、当該作業システムを採用する森林の区域及び森林作業道の整備量を記載する。

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

(記載注意事項)

森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ、間伐材の利用促進その他(1)に記載された施業の集約化の実効性を担保するための措置を記載する。

(別紙様式) 森林の生物多様性を高めるための取組

(記載注意事項)

森林経営計画の認定書又は変更認定書において、生物多様性を高めるための取組が計画に含まれていることを確認した旨が記載されることを希望するときは、森林経営計画書に本様式による書類を添付して提出するものとする。

この場合、1の「計画対象森林で取り組む活動」のうち、森林の種類や状態等に関わらず共通して取り組むべきもの（表中●を付したもの）の全てに取り組む、2の「モニタリング」について、活動状況及び森林環境の状態のモニタリングを行うことが明記されている必要があることに留意する。

1 計画対象森林で取り組む活動

(記載注意事項)

1. 計画対象森林において長期的に取り組む生物多様性を高めるための活動について、下表の該当するもの全てにチェックマークを付すとともに、その実施時期及び実施場所を記載する。
2. 活動のうち、●は森林の種類や状態等に関わらず全域で共通して取り組むべきもの、○は状況に応じて取り組むべきものを表す。

	活動内容	実施時期	実施場所
☐	●様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される森林配置の計画		
☐	●溪畔林等の保全、生物多様性保全に配慮した伐採・更新の実施		
☐	●架線又は集材路の設置による保護樹帯又は保残木への影響の最小化		
☐	○長伐期化、帯状又は群状伐採による複層林化		
☐	○尾根筋での保護樹帯の設定・保残		
☐	○侵入広葉樹、枯損木、樹洞木、経済合理性の低い箇所等の保残		
☐	○植栽に必要な最小限の刈払い、整地		
☐	○採取地が明らかな種苗の使用		
☐	○水源域における生分解性チェーンソーオイルの使用		
☐	○シカ食害対策のための防護柵や単木保護資材の設置、わなや銃器等による捕獲等		
☐	○外来種の駆除		
☐	●絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集		
☐	○絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合の専門家への相談、保全		
☐	○里山林の資源の継続的利用（定期的な伐採・保育、広葉樹用材林への誘導等）		
☐	○計画的な火入れの実施		
☐	○その他（ ）		

2 モニタリング

(記載注意事項)

(1)活動状況のモニタリングの「内容」欄には、森林施業の箇所、面積、施業方法、保全活動の種類等を記録・保存する旨を記載する。(2)森林環境の状態のモニタリングの「内容」欄には、1で特定した活動を実施したことによる森林環境の変化について、(ア)特定の地域や林分での植生の変化又は(イ)特定の種や個体の生育・生息数の増減や出現頻度を記録・保存し、関係者からの求めに応じて、これらの結果を(1)の結果と併せて当該関係者に提供する意思がある旨を記載する。

項目	内容
(1)活動状況のモニタリング	
(2)森林環境の状態のモニタリング	

付録2 森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

年 月 日に認定請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 33 条第 号 に掲げる場合に該当し、（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、）これを適当であると認定する。

なお、本計画には、森林の経営に関する長期の方針として、森林の生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載されていることを確認した。

- （注）
1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1 のように記載する。
 2. 市町村長が認定権者となる場合は、本文の「（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、）」を削除する。
 3. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を（注）1 の認定番号の次に（変 1－25）のように記載する。
 4. 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載するとともに、本文の「認定請求」の前に「変更」を追記する。
 5. なお書きについては、当該森林経営計画の「1 森林の経営に関する長期の方針」として別紙様式「森林の生物多様性を高めるための取組」が添付され、必要な情報が記載されていることを確認した場合に記載する。

付録3 森林法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第11条第5項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、同法第13条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

記

該 当 条 項	理 由	備 考

（注）「理由」には、森林法第11条第5項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録4 森林法第16条の認定の取消通知書の様式

森林経営計画認定の取消通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画について下記により認定の取消しをしたので通知する。

記

該 当 条 項	理 由	備 考

- (注) 1. 「理由」には、その取消理由を具体的に記入すること。
2. 「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この取消しがあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、処分庁に対して審査請求をすることができ（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。
- また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分庁の所属する公共団体を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。」旨を記載すること。

付録5 森林経営計画認定簿

森林経営計画認定簿

森林所有者又は 森林所有者から 森林の経営の委 託を受けた者	計画の 種類	計画期間	当初認定		変 更 認 定			
			認定請求 年月日	認定年月日 ・番号	第1回		第2回	
					変更認定 請求年月日	変更認定 年月日・番号	変更認定 請求年月日	変更認定 年月日・番号

(記載注意事項)

1. 共同して作成された森林経営計画の場合は、「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に（共同）と記載し、併せて当該森林経営計画の認定を受けた森林所有者等の氏名を記載する。
2. 森林保健機能増進計画を全部又は一部とする森林経営計画については、「計画の種類」に（保健）と記載する。
3. 第3回以降の変更認定にあつては、必要に応じ様式を追加して記載する。

付録6 森林経営計画実行簿

森林経営計画実行簿

森林所有者又は森林所有者から 森林の経営の委託を受けた者名 (認定番号)		計画期間	自 至	年 年	月 月	日 日
--	--	------	--------	--------	--------	--------

伐採可能材積(m ³)		間伐の下限面積(ha)	
-------------------------	--	-------------	--

施業種類	時期	計画内容	実施状況	届出月日	不遵守の概要と指導の状況
伐採立木材積(m ³)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	計			—	
間伐面積(ha)	—				
造林面積(ha)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	計			—	
うち植栽(ha)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	計			—	
(摘要)					

(記載注意事項)

1. 計画内容は、変更認定の都度訂正を行う。
2. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
3. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
4. 実施状況は、1年分をまとめて記載する。
5. 不遵守の概要と指導の状況については、計画どおり実行されなかった箇所の概要、それに対する指導の状況等を記載する（必要に応じて別葉とする。）。
6. 「摘要」には、必要に応じて規則第38条第8号の規定に基づく伐採材積の調整状況について記載するほか、計画の実行を確保する上で特記すべき事項を記載する。

付録 7 森林経営計画事業簿

森林経営計画事業簿

			作成日	年 月 日	
認定番号	計画期間	伐採立木材積 (m³)	間伐面積 (ha)	造林面積 (ha)	うち植栽 (ha)
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
合計					

(記載注意事項)

1. 計画の認定番号の順に、計画期間（5年）の伐採立木材積（主伐）、間伐面積、造林面積及び植栽面積の計画量の合計を森林経営計画実行簿から転記する。
2. 事業簿は、年度当初に作成するものとし、年度内にそれぞれの森林経営計画の変更があった場合に、必ずしも訂正をする必要はない。

付録 8 森林法施行規則第 34 条の書面（森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林経営計画書）の様式

（表紙）

森林経営計画書
（林班計画・区域計画・属人計画）
（単独・共同）

1・2 付録 1 の表紙 1・2 に同じ。

（本文）

1～5 付録 1 の本文 1～5 に同じ。

6 森林保健施設の位置、種類規模、配置及び構造並びにその実施時期

(1) 総括表

（単位：箇所、㎡）

小流域 の区分	利用形態	対象森 林面積	面的施設		小規模分散施設		線的施設		計		備考
			箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
	非植生状態利用	—									
	小 計										
	非植生状態利用	—									
	植生状態利用	—			—	—					
	小 計										
計	非植生状態利用	—									
	植生状態利用	—			—	—					
	小 計										

- （注） 1. 「小規模分散施設」とは、施行規則別表 3 の(1)のハの小規模建築物を分散させて建築するものを、「線的施設」とは施行規則別表 1 の(2)のロの遊歩道等を、「面的施設」とは小規模分散施設及び線的施設以外の森林保健施設をいう。
2. 「小計」及び「計」の面積は、2 の表の「面積」及び「伐採面積」の小流域ごとの小計及び計に一致させること。
3. 保安林がある場合には、「備考」に保安林種別面積を記載すること。

(2) 面的施設

小流域の区分	箇所番号	施設の種類	所在場所			非植生・植生別	面積 (㎡)	傾斜度	樹冠疎密度	建築物の建築面積(㎡)	構造			距離 (m)	実施時期	備 考
			市町村 (郡)	字 (大字)	地番						建築物高さ(m)	切土高盛土高(m)	その他			
	小計															
	小計															
計																

- （注） 1. 「箇所番号」は、計画図等の図面の中に示す森林保健施設の番号と一致させること。
2. 「施設の種類」は、森林保健施設ごとに名称を付して種類を記載し、その森林保健施設内の個別施設の内訳を下段に記載すること。

3. 「面積」は、1箇所の森林保健施設の面積及びその森林保健施設の区域内の個別施設ごと、地番ごとに記載すること。なお、保安林がある場合には、「備考」に保安林種別面積を記載すること。また、個別施設のうち、施行規則別表3の(2)のロに該当する建築物に係る土地の面積は括弧書とすること。なお、植生状態の森林保健施設の場合には、当該建築物の土地以外に非植生状態の土地の部分があるときは、その面積についても区分して括弧書とすること。
4. 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」の各欄は、「面積」についてのみ非植生、植生に区分して記載すること。
5. 「非植生・植生別」「傾斜度」「樹冠疎密度」の各欄は、森林保健施設ごとに記載すること。
6. 「構造」の「切土高・盛土高」は、最大高を記載することとし、「その他」には、木造、鉄筋コンクリート、コンクリート舗装、バラス敷、平屋、2階建て等を記載すること。なお、舗装等により土地を被覆する場合には、透水性及び排水処理に配慮した内容について「備考」に記載すること。
7. 「距離」は、隣接する森林保健施設、対象森林の境界又は皆伐箇所までの距離の最小値を記載すること。
8. 「実施時期」は、森林保健施設ごとに、その整備着手年及び整備完了年を記載すること。
9. 保全施設（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令（平成2年政令第113号）第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設をいう。）については、各欄に記載するほか、「備考」にその保全の対象とする森林保健施設名を記載すること。
10. 敷地が森林として取り扱われている既存の施設についても本表に記載し、「実施時期」に既設である旨を記載すること。

(3) 小規模分散施設

小流域の区分	箇所番号	施設の種類	所在場所			面積(㊦)	伐採等面積(㊦)	傾斜度	建築物		構造			距離(㊦)	実施時期	備 考
			市町村(郡)	字(大字)	地番				戸数(戸)	1建築物の建築面積(㊦)	高さ(㊦)	切土高盛土高(㊦)	その他			
		小 計														
		小 計														
		計														

- (注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類」、「傾斜度」、「距離」及び「実施時期」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。
2. 「伐採等面積」は、小規模建築物、連絡路等の整備のために立木の伐採又は土地の形質の変更を行う面積を記載すること。
3. 「面積」、「伐採等面積」及び「建築物の建築面積」の各欄は、施設と地番ごとに記載すること。保安林がある場合には「面積」及び「伐採等面積」に保安林面積を〔 〕書きとし、「備考」にそれぞれの保安林種別面積を記載すること。
4. 「1建築物の建築面積」は二段書きとし、上段には建築面積の平均値を記載し、下段には建築面積の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。
5. 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」は、「面積」及び「伐採等面積」についてのみ記載すること。
6. 連絡路等がある場合は、「備考」に立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅及び延長を記載すること。

(4) 線的施設

小流域の区分	箇所番号	施設の種類	所 在 場 所			非植生・植生別	面積 (m^2)	傾斜度	伐採等の幅 (m)	延長 (m)	備 考
			市町村 (郡)	字 (大字)	字						
	小 計										
	小 計										
	計										

(注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類」、「面積」、小流域区分ごとの「小計」、「被植生・植生別」及び「傾斜度」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。

2. 伐採等の幅とは立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅をいう。「伐採等の幅」は二段書きとし、上段には当該幅の平均値を記載し、下段には当該幅の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。

3. 他の森林保健施設の一部を併用する場合には、その重複部分についてはその土地の利用形態に応じてどちらかの施設に計上すること。なお、他の線的森林保健施設と併用する旨及び当該部分の延長を「備考」に記載すること。

(5) その他

安全施設、衛生施設等の設置計画、生活廃棄物等の処理計画等については、適宜の 様式で記載すること。

7 施設の維持運営

(1) 運営主体

当該森林経営計画の認定請求者自らが運営する場合は自営と記載し、委託を行う場合には、その旨を委託等の相手方の氏名及び住所を記載し、委託等の契約書の写しを添付する。

(2) 運営方法

① 当該施設に係る料金等の有無、有料の場合は料金等の価額を記載する。

② 当該施設に係る開園期間及び開園時間を記載する。

③ 当該施設の管理人の有無等を記載する。

(3) 防火体制

防火体制について記載する。

(4) その他

当該認定請求者等が森林保健施設の設置、運営等に経験等を有していればその内容を記載する。

8 その他

付録9 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第4項の規定により都道府県知事に同意を
求める書面

森林保健機能増進計画をその全部（一部）とする
森林経営計画の認定について

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

下記の森林経営計画について適当である旨の認定をしたいので、森林の保健機能の増進に関する特別
措置法第6条第4項の規定により同意を求めます。

記

請 求 者 氏 名	認 定 請 求 年 月 日

(注意事項)
計画書の写し及び森林保健機能増進計画調書を添付する。

付録 10 森林法第 13 条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第 11 条第 5 項第 号又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 3 項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、森林法第 13 条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

記

該 当 条 項	理 由	備 考

（注）「理由」には、森林法第 11 条第 5 項又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 3 項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録 11

着手届の様式

森林保健施設整備着手届

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住 所
申請者氏名

認定番号第 号をもって認定を受けた森林経営計画に基づき、下記の森林保健施設の整備に着手するので届け出ます。

なお、立木の伐採及び整備する森林保健施設の面積等については認定を受けた森林経営計画の内容と相違はありません。

記

1 整備する森林保健施設

施設番号	森林保健施設名	所 在 場 所			着手予定 年月日	完了予定 年月日
		市町村 (郡)	字 (大字)	地番		

2 備考

- (注) 1. 保全施設（政令第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設）について記載すること。
2. 備考には、計画している森林保健施設のうち着手届を提出していない森林保健施設についての今後の予定を記載すること。
3. 森林保健施設の整備についての行政庁の許可等の処分を必要とする場合は、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては当該処分があったことを証する書類）を添付すること。

完了届の様式

森林保健施設整備完了届

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住 所
申請者氏名

認定番号第 号をもって認定を受けた森林経営計画に基づき、下記の森林保健施設の整備が完了したので届け出ます。

記

1 整備が完了した森林保健施設

施設番号	森林保健施設名	所 在 場 所			完了年月日
		市町村 (郡)	字 (大字)	地番	

2 備考

- (注) 1. 保全施設（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令第1条第1号から第4号までに

掲げる施設の保全上必要な施設をいう。)についても記載すること。

2. 備考には、着手届を提出した森林保健施設のうち完了届を提出していない森林保健施設についての整備の進捗状況、整備が完了する時期の見込み等を記載すること。

付録 12 森林保健機能増進計画調書の様式

森林保健機能増進計画調書

地域森林計画区名	
整 理 番 号	

1 対象森林の状況

森林の所在場所				
森林所有者	権利の種類			
	住所・氏名			
	所有形態（比率）			
面積	保健機能森林面積（全体）		ha	
	対象森林面積		ha	
森林の現況	気象	年平均降水量	mm	
		気温	平均 °C、最高 °C、最低 °C	
		季節風等		
	地況	標高	平均 m、最高 m、最低 m	
		地質		
		土壌		
		傾斜	平均 °、最大 °、最小 °	
	林況	災害のおそれのある箇所等		
		林相（人工林・天然林別）		
		主要樹種及び混合歩合		
		林齢		
		生育状況		
		上層木の期待平均樹高		
	社会的 経済的 条件	周辺市町村 との関係	周辺市町村名	
			人口	千人
距離			km	
交通手段及び時間				
周辺の土地利用状況				
周辺の関連施設				
市町村及び地域住民の意向				
評価		適 ・ 不適		
区域の 保健機 能	保健保安林 の指定状況	指定区域		
		指定年月日（予定も含む）		
		指定施業要件		
	機能分類（地域森林計画）			
	景観			
	河川・湖沼等			
	史跡等			
	森林の魅力度			
	評価		適 ・ 不適	
保健保安 林以外の 保安林の 指定状況	保安林の種類			
	指定区域			
	指定年月日（予定も含む）			
	指定施業要件			
	治山事業等			

2 計画内容

計画が有効かつ適切	森林の経営方法			適	・	否		
	施設の整備形態			適	・	否		
	施業と施設の連携			適	・	否		
	防災施設その他の施設の設置等	工事中の防災対策	施設の有無		有	・	無	
			施設の設置目的					
			方法	水の処理				
				土砂流出防止				
				その他				
		工事後の防災対策	施設の有無		有	・	無	
			施設の設置目的					
			方法	水の処理				
				土砂流出防止				
				その他				
		利用者の安全対策			適	・	否	
		飲料水、衛生施設の設置			有	・	無	
	山火事防止等防火対策			適	・	否		
	管理施設等							
	計画が具体的に確実	事業についての許認可等	許認可等の要否		要	・	否	
			関係法令名					
		賃金関係						
		信用状況						
		技術の保有						
		実施上の阻害要因						
	評価			適	・	不適		
森林施業の計画内容（施設の区域を除く）	皆伐施業	皆伐可能面積		ha				
		総面積		ha				
		一箇所の最大面積		ha				
		他の箇所との最大距離	建築面積が500㎡以上の施設		m			
			上記以外の施設及び他の皆伐箇所		m			
			対象森林の境界		m			
		跡地更新の方法						
	その他の施業の概要	主伐（皆伐以外）						
		跡地更新の方法						
		間伐						
		保育その他						
	評価			適	・	不適		
比率	森林保健施設の面積	非植生状態利用		ha				
		植生状態利用		ha				
		計		ha				
	対象森林に占める比率							
	省令により算定される比率							
	評価			適	・	不適		
位置	災害のおそれのある区域等の有無			有	・	無		
	傾斜度	非植生状態利用の最大値						
		植生状態利用の最大値						
評価			適	・	不適			

規模	面的森林保健施設（小規模分散施設を除く）	区域面積	樹冠疎密度0.3未満	非植生状態利用		最大 ha			
				植生状態利用	15° 以上25° 未満	最大 ha			
					15° 未満	最大 ha			
			樹冠疎密度0.3以上	非植生状態利用		最大 ha			
				植生状態利用	15° 以上25° 未満	最大 ha			
					15° 未満	最大 ha			
		建築物の建築面積	樹冠疎密度0.3未満で非植生状態利用	一建築物の建築面積		最大 m ²			
				区域内合計面積		最大 m ²			
			上記以外の区域内合計面積				最大 m ²		
	区域内に小規模建物を複数分散して建築する場合（森林保健施設ごとに記入する。）	施設の名称							
		区域面積		ha	ha	ha	ha		
		伐採面積		ha	ha	ha	ha		
		区域内伐採率							
		一建築物の最大建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²		
	遊歩道等の最大幅	傾斜15° 未満		m					
		傾斜15° 以上25° 未満		m					
		傾斜25° 以上		m					
		評価		適 ・ 不適					
配置	施設間の最小距離	建築面積0.05ha以上の施設							
		上記以外の施設		m					
	対象森林の境界との最小距離		m						
	評価		適 ・ 不適						
構造	建築物の高さ（樹種の区分ごとに記載）	主要樹種							
		上層木の期待平均樹高		m	m	m	m		
		周辺樹種に対応する建築物の高さの最大値		m	m	m	m		
	盛土・切土	盛土高・切土高		最大 m					
		法面の緑化、崩壊防止							
	舗装等により林地の被覆をする箇所の透水性・排水性等についての配慮事項								
	評価		適 ・ 不適						
その他特記すべき事項									
評価				適 ・ 不適					

付録 13 森林法施行規則第 34 条の書面（木材安定供給確保法に基づく認定事業計画の対象森林と重複して計画する森林経営計画）の様式

（表紙）

森林経営計画書
（林班計画・区域計画・属人計画）
（単独・共同）

1 付録 1 の表紙 1 に同じ。

2 計画対象森林の所在等

（単位：ha）

計画対象森林の所在等		計画対象森林面積	
所 在	面 積		うち人工林
計			

他の森林経営計画の対象森林との重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林面積
計		

木安法認定事業計画の対象森林との重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林面積
計		

（記載注意事項）

1. ～ 5. 付録 1 の表紙 2 の記載注意事項 1. ～ 5. に同じ。
6. 「木安法認定事業計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が木安法に基づき認定された木材安定供給事業計画の対象森林に含まれている場合に、当該認定事業計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。

1 付録 1 の本文 1 に同じ。

(1) 森林の現況及び伐採計画等

(記載注意事項)

1. ～23. 付録1の本文2(1)の記載注意事項1. ～23. に同じ。
24. 「木安法認定事業計画との重複状況」には、木安法に基づく認定事業計画の対象森林である場合は(木安)と記載する。
25. ～26. 付録1の本文2(1)の記載注意事項24. ・25. に同じ。

3～5 付録1の本文3～5に同じ。